

令和7年度

善通寺市水防計画

善通寺市

目 次

第1章	総 則	-----	1
第1節	目 的	-----	1
第2節	機 構	-----	1
第3節	責 任	-----	1
第4節	用語の定義	-----	1
第5節	身分証明書	-----	2
第6節	水防協議会	-----	3
第2章	水防組織及び重要水防区域	-----	4
第1節	水防本部の設置及び事前措置	-----	4
第2節	水防本部の組織及び運営	-----	4
第3節	重要水防区域	-----	4
	第1表の1 河川重要水防区域	-----	5
	第1表の2 ため池重要水防区域	-----	5
	第1表の3 急傾斜地危険箇所区域	-----	7
	第1表の4 土砂災害警戒区域(土石流)	-----	8
	第1表の5 土砂災害警戒区域(地滑り)	-----	9
第3章	水防用設備資器材等の確保	-----	10
第4章	気象雨量水位の観測通報連絡	-----	10
第1節	気象通報及び連絡	-----	10
第2節	雨量水位の通報及び連絡	-----	19
第5章	量水標の判断基準水位	-----	20
第6章	堰堤水門の操作	-----	20
第7章	水防活動	-----	21
第1節	監視及び警戒	-----	21
第2節	消防機関の出動準備及び出動	-----	21
第3節	応援出動要請	-----	22
第4節	水防作業開始等の報告	-----	22
第5節	警戒区域の設定等	-----	22
第6節	水防作業の従事命令	-----	23

第7節	水防用緊急自動車の優先通行	23
第8節	水防作業	23
第9節	決壊等の通報	24
第10節	水防解除	24
第8章	避難のための立退き	24
第9章	他の水防機関との協力応援	25
第10章	公用負担	26
第11章	水防通信連絡	28
第12章	水防訓練	28
第13章	安全確保	28
附表	附表第1 水防本部の組織及び運営	29
	附表第2 水防用連絡関係電話番号一覧表	32
	附表第3 主要水門施設管理者一覧表	34
	附表第4 主要ため池管理者一覧表	35
	附表第5 避難所・緊急避難場所一覧表	36
	附表第6 水防用連絡関係非常電話番号一覧表	38
	附表第7 善通寺市水防通信連絡広報網	40
	附表第8 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者 利用施設への伝達系統	41
	附表第9 衛星電話番号	43

参考資料

- 1 水防法
- 2 水防法施行規則
- 3 善通寺市水防協議会条例
- 4 善通寺市水防協議会編成表
- 5 善通寺市水防協議会幹事及び書記名簿

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づいて県の水防計画に準じ、洪水による水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持するため、河川及びため池等に対する水防上必要な事項(水害予防、水害応急対策、水防活動体制及び実施要項)を定め、もって総合的かつ計画的な水防行政の効果的な推進を図ることを目的とする。

第 2 節 機 構

1 善通寺市水防本部

市内における水防を総括するため水防本部を善通寺市役所内に設置する。

2 善通寺市水防本部長

善通寺市水防本部長は善通寺市長(水防管理者)とする。

第 3 節 責 任

1 水防管理団体の責任

現下災害のひん発する情勢とその甚大なること、復旧の困難な実情にかんがみ、本市水防機関は郷土を災禍から守るため組織の強化と資材器具等の整備拡充を図り、あらゆる事態に対処し、適切な水防活動を行い、水防効果を十分に発揮できるように努めなければならない。

2 水防本部の責任

市内における水防態勢の強化、組織の確立を図り、水防計画に基づいて水防任務を十分に果たさなければならない。

3 一般市民の責任

常に気象、水防状況に注意し、水害が予想される場合には進んで水防に協力しなければならない。

第 4 節 用語の定義

1 重要水防区域

市長が、洪水、台風等により堤防の決壊、溢水等のため市民経済上相当の損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川、ため池等をいう。

2 水防団待機水位

水防団が待機する目安となる水位をいう。

3 氾濫注意水位

水防団の出動の目安となる水位をいう。

4 避難判断水位

市町村長の「警戒レベル3 高齢者等避難」発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

5 氾濫危険水位

市町村長の「警戒レベル4 避難指示」発令の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

第5節 身分証明書

1 身分証明書

水防法第49条第2項に規定する身分を示す証票は次のとおりとする。

表

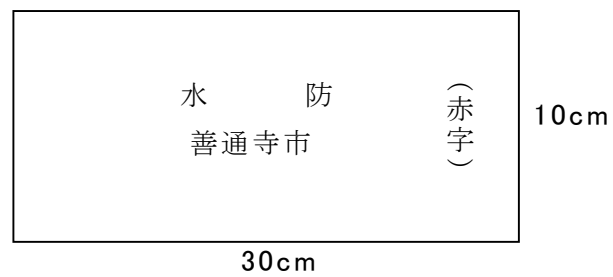
裏

第	号
身分証明書	
職 名	
氏 名	
	年齢 歳
上記の者は水防法第49条の規定により 他人の土地に立ち入ることができる者で あることを証明する。	
1. 交 付	年 月 日
2. 有効期間 自	年 月 日
至	年 月 日
善通寺市長 氏名	印

水 防 法 抜 粋
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、 水防計画を作成するために必要がある と認めるときは、関係者に対して資料の 提出を命じ、又は当該職員、水防団長、 水防団員若しくは消防機関に属する者 をして必要な土地に立ち入らせること ができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者は、前項の規定 により必要な土地に立ち入る場合にお いては、その身分を示す証票を携帯し、 関係人の請求があったときは、これを提 示しなければならない。

2 指導又は視察腕章

指導又は状況視察等のため現場に赴く関係職員は次の腕章をつけなければならない。



第6節 水防協議会

水防法第 34 条の規定による善通寺市水防協議会の組織及び運営等は、善通寺市水防協議会条例(昭和 62 年 12 月 22 日条例第 14 号)の定めるところによる。

第2章 水防組織及び重要水防区域

第1節 水防本部の設置及び事前措置

1 水防本部の設置

高松地方気象台の発表による気象等の状況の通知を受け、災害の発生が予想されるとき又は、そのおそれがあるとき若しくは水防上必要があると認められる場合において、市長(水防管理者)が設置する。

2 水防本部の解散

水防本部は水害の危険が解消したと認められるとき、又は水害応急対策が概ね終了したと認めるとき解散する。

3 災害対策本部への移行

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、善通寺市災害対策本部が設置されたとき、水防本部は、当該災害対策本部に統括されるものとする。

第2節 水防本部の組織及び運営

水防本部の組織及び運営は、附表第 1 のとおりである。

第3節 重要水防区域

本市における重要水防区域は、河川については第1表の1、ため池については第1表の2、急傾斜地については第1表の3、土石流発生地については第1表の4、及び地滑り発生地については第1表の5のとおりとする。

第1表の1 河 川 重 要 水 防 区 域 (m)

番号	水系名	河川名	担当水防 管理団体	危険度区分					計	備 考
				A	B	C	D	E		
1	金倉川	金倉川	丸亀市、善通寺市、 琴平町、まんのう町	380	810	2,650	660	16,000	20,500	
2	"	上谷川	善通寺市			200		1,017	1,217	
3	桜川	中桜川	多度津町 善通寺市			2,970			2,970	
4	弘田川	弘田川	"	640	860	4,370		1,631	7,501	
5	"	二反地川	多度津町 善通寺市			1,410		1,970	3,380	
6	"	弘階川	"			60		420	480	
7	"	中谷川	善通寺市		1,850	2,450		1,050	5,350	

危険度区分 A Bは、水防上最も重要で早急な対策が必要な区域

Cは、災害復旧では効果不十分な区域

Dは、災害復旧で十分な区域

Eは、現状で十分な区域

第1表の2 た め 池 重 要 水 防 区 域

番号	堰堤名	関 係 河川名	規 模			関 係 土地改良 事 務 所	担当水防 管理団体	重要水防 区域(ha)	予想され る危険	対策水防 工 法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千t						
1806	前池	金倉川	1,071	5.0	155.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	124.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1807	村上池	金倉川	591	7.0	168.2	中讃土地 改良事務所	善通寺市	150.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1808	買田池	金倉川	597	11.4	559.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	157.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1809	大池	弘田川	460	11.9	250.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	103.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1810	吉原大池	二反地川	247	8.0	376.6	中讃土地 改良事務所	善通寺市	167.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1811	弘階池	弘階川	499	6.0	197.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	168.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1812	熊ヶ池	中谷川	425	4.4	95.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	13.3	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1813	普如池	弘田川	68	3.2	5.5	中讃土地 改良事務所	善通寺市	2.1	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1814	新池	弘田川	65	4.0	7.4	中讃土地 改良事務所	善通寺市	5.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1815	薬師池	弘田川	146	3.8	9.8	中讃土地 改良事務所	善通寺市	9.8	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1816	恵池	在所川	76	12.6	12.7	中讃土地 改良事務所	善通寺市	15.1	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1817	五兵池	上ミ川	98	4.8	6.9	中讃土地 改良事務所	善通寺市	2.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1818	大坂下池	大坂川	70	4.3	11.8	中讃土地 改良事務所	善通寺市	1.4	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1819	谷川池	西谷川	193	7.5	19.5	中讃土地 改良事務所	善通寺市	3.2	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1820	花籠池	花籠川	192	5.5	36.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	16.6	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1821	空の池	二反地川	102	3.9	11.2	中讃土地 改良事務所	善通寺市	3.5	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1822	前池	金倉川	350	2.5	14.2	中讃土地 改良事務所	善通寺市	8.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1823	上川池	二反地川	100	5.7	8.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.6	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1824	播鉢池	中谷川	61	2.6	10.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.5	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1825	清水池	伏見川	56	3.3	1.3	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.8	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1826	京の池(上)	上ミ川	37	2.6	1.5	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.8	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1827	赤池	上ミ川	116	3.5	10.2	中讃土地 改良事務所	善通寺市	3.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1828	庄田池	谷川	50	3.2	3.5	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.5	漏水決壊	土俵積立・坑打	

番号	堰堤名	関 係 河川名	規 模			関 係 土地改良 事 務 所	担当水防 管理団体	重要水防 区域(ha)	予想される 危険	対策水防 工 法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千t						
1829	小丸池	西谷川	32	6.0	4.2	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.7	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1830	汐満池下	弘汐川	49	3.2	2.5	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.9	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1831	新池	鳥坂川	54	4.8	3.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	3.5	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1832	宮池	金倉川	855	3.5	96.2	中讃土地 改良事務所	善通寺市	46.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1833	地蔵池	弘汐川	258	6.3	56.3	中讃土地 改良事務所	善通寺市	25.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1834	大塚池	西谷川	220	6.0	20.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	4.1	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1835	妙見谷池	西碑殿川	73	6.9	10.5	中讃土地 改良事務所	善通寺市	3.1	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1836	満賀池	中谷川	538	4.1	46.5	中讃土地 改良事務所	善通寺市	26.2	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1837	道池	金倉川	603	3.4	37.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	30.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1838	中池	金倉川	566	3.3	47.8	中讃土地 改良事務所	善通寺市	38.1	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1839	菅池	弘汐川	67	7.0	17.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	1.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1840	樽池	弘汐川	110	4.5	10.5	中讃土地 改良事務所	善通寺市	3.5	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1841	そば谷池	伏見川	30	3.4	1.7	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.5	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1842	ぜんも池	弘田川	118	3.8	15.8	中讃土地 改良事務所	善通寺市	35.7	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1843	上池	瓦谷川	51	2.4	1.5	中讃土地 改良事務所	善通寺市	1.5	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1844	京の池(下)	上ミ川	47	2.3	1.6	中讃土地 改良事務所	善通寺市	1.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1845	まさご池	弘田川	35	2.5	1.1	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.2	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1846	兼谷池	谷川	94	5.0	9.7	中讃土地 改良事務所	善通寺市	3.2	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1847	平谷下池	弘田川	57	3.5	3.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	1.3	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1848	出釈迦新池	西谷川	48	4.7	2.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	1.8	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1849	瓢箪池	中谷川	405	3.3	43.8	中讃土地 改良事務所	善通寺市	10.0	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1850	榎木谷下池	金倉川	51	3.1	1.1	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.1	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1851	源正寺池	金倉川	35	2.1	0.6	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.1	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1852	下池	瓦谷川	35	2.1	1.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.3	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1853	ボタガ池	在所川	31	3.6	0.9	中讃土地 改良事務所	善通寺市	0.3	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1854	箆池	西谷川	62	3.5	1.0	中讃土地 改良事務所	善通寺市	4.1	漏水決壊	土俵積立・坑打	
1855	谷川池	西碑殿川	21	3.0	1.2	中讃土地 改良事務所	善通寺市	3.1	漏水決壊	土俵積立・坑打	

第1表の3

急傾斜地危険箇所区域

番号	箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	主な所在町名	自然現象の種類
1470	I-582	平成22年3月30日	137	生野	生野町	急傾斜地の崩壊
1471	I-582-2	平成22年3月30日	137	生野	生野町	急傾斜地の崩壊
1472	I-858	平成22年3月30日	137	池下(1)	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1473	I-859	平成22年3月30日	137	甲山(3)	弘田町	急傾斜地の崩壊
1474	I-859-2	平成22年3月30日	137	甲山(3)	弘田町	急傾斜地の崩壊
1475	I-859-3	平成22年3月30日	137	甲山(3)	弘田町	急傾斜地の崩壊
1476	I-353	平成22年3月30日	137	楠陵	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1477	I-353-2	平成22年3月30日	137	楠陵	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1478	I-853	平成22年3月30日	137	田高田上(1)	与北町	急傾斜地の崩壊
1479	I-854	平成22年3月30日	137	宮北(2)	大麻町	急傾斜地の崩壊
1480	I-861	平成22年3月30日	137	東碑殿(2)	碑殿町	急傾斜地の崩壊
1481	II-2043	平成22年3月30日	137	伏見(2)	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1482	II-358	平成22年3月30日	137	丸山	櫛梨	急傾斜地の崩壊
1483	II-356	平成22年3月30日	137	鶴ヶ峰	生野町	急傾斜地の崩壊
1484	II-2035	平成22年3月30日	137	岩崎	大麻町	急傾斜地の崩壊
1485	II-2041	平成22年3月30日	137	鶴ヶ峰(2)	生野町	急傾斜地の崩壊
1486	III-3022	平成22年3月30日	137	八丁原(2)	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1487	III-854	平成22年3月30日	137	田高田上(4)	与北町	急傾斜地の崩壊
1488	III-871	平成22年3月30日	137	池下(3)	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1489	I-856	平成22年3月30日	137	山南	生野町	急傾斜地の崩壊
1490	III-855	平成22年3月30日	137	田高田上(5)	与北町	急傾斜地の崩壊
1491	II-2037	平成22年3月30日	137	中村屋敷	大麻町	急傾斜地の崩壊
1492	III-856	平成22年3月30日	137	丸山(2)	櫛梨町	急傾斜地の崩壊
1493	II-2040	平成22年3月30日	137	生野(2)	生野町	急傾斜地の崩壊
1494	II-2040-2	平成22年3月30日	137	生野(2)	生野町	急傾斜地の崩壊
1495	II-2047	平成22年3月30日	137	上組	弘田町	急傾斜地の崩壊
1496	II-2047-2	平成22年3月30日	137	上組	弘田町	急傾斜地の崩壊
1497	II-2046	平成22年3月30日	137	甲山(1)	弘田町	急傾斜地の崩壊
1498	I-354	平成22年3月30日	137	北原	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1499	I-354-2	平成25年4月16日	225	北原	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1500	II-2048	平成25年4月16日	225	甲山(2)	弘田町	急傾斜地の崩壊
1501	II-2042	平成25年4月16日	225	鶴ヶ峰(3)	生野町	急傾斜地の崩壊
1502	II-2042-2	平成25年4月16日	225	鶴ヶ峰(3)	生野町	急傾斜地の崩壊
1503	III-3021	平成22年3月30日	137	鴨居(4)	与北町	急傾斜地の崩壊
1504	I-857	平成25年4月16日	225	伏見(1)	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1505	I-268	平成22年3月30日	137	田高田上(3)	与北町	急傾斜地の崩壊
1506	I-860	平成22年3月30日	137	十五丁(1)	吉原町	急傾斜地の崩壊
1507	II-357	平成25年4月16日	225	櫛梨	櫛梨	急傾斜地の崩壊
1508	II-2030	平成22年3月30日	137	鴨居(1)	与北町	急傾斜地の崩壊
1509	II-2033	平成25年4月16日	225	宮北(1)	大麻町	急傾斜地の崩壊
1510	II-2039	平成25年4月16日	225	西川(2)	大麻町	急傾斜地の崩壊
1511	II-2038	平成25年4月16日	225	西川(1)	大麻町	急傾斜地の崩壊
1512	II-2031	平成22年3月30日	137	鴨居(2)	与北町	急傾斜地の崩壊
1513	II-2032	平成22年3月30日	137	鴨居(3)	与北町	急傾斜地の崩壊
1514	II-352	平成22年3月30日	137	鳥坂	碑殿町	急傾斜地の崩壊
1515	II-2036	平成22年3月30日	137	谷(2)	与北町	急傾斜地の崩壊
1516	II-2045	平成25年4月16日	225	池下(2)	善通寺町	急傾斜地の崩壊
1517	II-2034	平成22年3月30日	137	田高田上(2)	与北町	急傾斜地の崩壊
1518	I-852	平成25年4月16日	225	高橋(2)	大麻町	急傾斜地の崩壊
1519	I-359	平成25年4月16日	225	高橋	大麻町	急傾斜地の崩壊
1520	I-351	平成25年4月16日	225	東碑殿	碑殿町	急傾斜地の崩壊
1521	I-351-2	平成25年4月16日	225	東碑殿	碑殿町	急傾斜地の崩壊
1522	I-862	平成22年3月30日	137	鳥坂(2)	碑殿町	急傾斜地の崩壊
1523	I-855	平成22年3月30日	137	谷(1)	与北町	急傾斜地の崩壊
1524	I-355	平成25年4月16日	225	八丁原	善通寺町	急傾斜地の崩壊

第1表の4

土砂災害警戒区域(土石流)

番号	箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	主な所在町名	自然現象の種類
372	4-1-I	平成22年3月30日	137	鉢伏川	与北町	土石流
373	4-1-II	平成22年3月30日	137	上土居川	大麻町	土石流
374	4-1-III	平成25年4月16日	225	東上川	善通寺町	土石流
375	4-1-III-2	平成25年4月16日	225	東上川	善通寺町	土石流
376	4-1-III-3	平成25年4月16日	225	東上川	善通寺町	土石流
377	4-2-I	平成22年3月30日	137	諏訪川	与北町	土石流
378	4-2-I-2	平成22年3月30日	137	諏訪川	与北町	土石流
379	4-2-II	平成22年3月30日	137	属北川	善通寺町	土石流
380	4-2-III	平成25年4月16日	225	大日川	善通寺町	土石流
381	4-3-I	平成25年4月16日	225	象頭川	大麻町	土石流
382	4-3-II	平成25年4月16日	225	南原川	善通寺町	土石流
383	4-3-II-2	平成25年4月16日	225	南原川	善通寺町	土石流
384	4-3-III	平成22年3月30日	137	上池川	碑殿町	土石流
385	4-4-I	平成25年4月16日	225	上谷川	大麻町	土石流
386	4-4-II	平成22年3月30日	137	南原中川	善通寺町	土石流
387	4-4-II-2	平成25年4月16日	225	南原中川	善通寺町	土石流
388	4-4-III	平成22年3月30日	137	蛇谷川	碑殿町	土石流
389	4-5-I	平成25年4月16日	225	岩崎川	大麻町	土石流
390	4-5-I-2	平成22年3月30日	137	岩崎川	大麻町	土石流
391	4-5-II	平成25年4月16日	225	南原西川	善通寺町	土石流
392	4-6-I	平成22年3月30日	137	岩崎上川	大麻町	土石流
393	4-6-I-2	平成22年3月30日	137	岩崎上川	大麻町	土石流
394	4-6-II	平成25年4月16日	225	赤川	善通寺町	土石流
395	4-7-I	平成25年4月16日	225	中土居下川	大麻町	土石流
396	4-7-II	平成25年4月16日	225	程坂川	善通寺町	土石流
397	4-7-II-2	平成25年4月16日	225	程坂川	善通寺町	土石流
398	4-8-I	平成25年4月16日	225	中土居川	大麻町	土石流
399	4-8-II	平成22年3月30日	137	池下川	善通寺町	土石流
400	4-8-II-2	平成25年4月16日	225	池下川	善通寺町	土石流
401	4-9-I	平成25年4月16日	225	西川	大麻町	土石流
402	4-9-II	平成22年3月30日	137	筆川	弘田町	土石流
403	4-10-I	平成22年3月30日	137	南光川	大麻町	土石流
404	4-10-II	平成22年3月30日	137	三井川	碑殿町	土石流
405	4-10-II-2	平成22年3月30日	137	三井川	碑殿町	土石流
406	4-11-I	平成22年3月30日	137	下南光川	大麻町	土石流
407	4-11-II	平成22年3月30日	137	蛇谷川	碑殿町	土石流
408	4-12-I	平成22年3月30日	137	弘汐川	善通寺町	土石流
409	4-12-I-2	平成25年4月16日	225	弘汐川	善通寺町	土石流
410	4-12-II	平成22年3月30日	137	石切川	碑殿町	土石流
411	4-13-I	平成25年4月16日	225	下弘汐川	善通寺町	土石流
412	4-13-II	平成22年3月30日	137	菖蒲川	碑殿町	土石流
413	4-14-I	平成25年4月16日	225	伏見川	善通寺町	土石流
414	4-14-I-2	平成25年4月16日	225	伏見川	善通寺町	土石流
415	4-15-I	平成25年4月16日	225	瓦谷川	善通寺町	土石流
416	4-15-I-2	平成25年4月16日	225	瓦谷川	善通寺町	土石流
417	4-16-I	平成25年4月16日	225	在所川	善通寺町	土石流
418	4-17-I	平成25年4月16日	225	在所上川	善通寺町	土石流
419	4-18-I	平成25年4月16日	225	在所下川	善通寺町	土石流
420	4-19-I	平成25年4月16日	225	上川	善通寺町	土石流
421	4-19-I-2	平成25年4月16日	225	上川	善通寺町	土石流
422	4-20-I	平成25年4月16日	225	西上川	善通寺町	土石流
423	4-20-I-2	平成25年4月16日	225	西上川	善通寺町	土石流
424	4-21-I	平成25年4月16日	225	有岡川	善通寺町	土石流

番号	箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	主な所在町名	自然現象の種類
425	4-22-Ⅰ	平成25年4月16日	225	平谷川	善通寺町	土石流
426	4-23-Ⅰ	平成25年4月16日	225	西の山川	善通寺町	土石流
427	4-24-Ⅰ	平成22年3月30日	137	一本松川	善通寺町	土石流
428	4-25-Ⅰ	平成22年3月30日	137	大坂川	吉原町	土石流
429	4-26-Ⅰ	平成22年3月30日	137	蟹ヶ谷川	吉原町	土石流
430	4-27-Ⅰ	平成22年3月30日	137	堂の下川	吉原町	土石流
431	4-28-Ⅰ	平成22年3月30日	137	鳥坂上川	碑殿町	土石流
432	4-29-Ⅰ	平成22年3月30日	137	鳥坂中川	碑殿町	土石流
433	4-30-Ⅰ	平成22年3月30日	137	鳥坂川	碑殿町	土石流
434	4-30-Ⅰ-2	平成22年3月30日	137	鳥坂川	碑殿町	土石流
435	4-31-Ⅰ	平成22年3月30日	137	西碑殿西川	碑殿町	土石流
436	4-32-Ⅰ	平成22年3月30日	137	西碑殿川	碑殿町	土石流
437	4-33-Ⅰ	平成22年3月30日	137	中碑殿川	吉原町	土石流
438	4-34-Ⅰ	平成22年3月30日	137	十五丁川	吉原町	土石流
439	4-35-Ⅰ	平成25年4月16日	225	東碑殿川	碑殿町	土石流
440	4-36-Ⅰ	平成25年4月16日	225	佃川	碑殿町	土石流

第1表の5

土砂災害警戒区域(地滑り)

番号	箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	主な所在町名	自然現象の種類
2168	52	平成27年12月11日	363	三井ノ江	吉原町	地滑り
2169	53	平成27年12月11日	363	鳥坂峠	碑殿町	地滑り

第3章 水防用設備資器材等の確保

設備資器材の整備

- 1 市の水防倉庫及び備蓄資材は第2表の1のとおりとし、その充用は関係機関の要請に基づき水防管理者が決定する。
- 2 備蓄資材、器具等は毎年出水期までに点検し、使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておかなければならない。
- 3 非常応急に際し他の水防団体(県等)の資材援助を要することも考慮し、連絡協議しておくものとする。

第2表の1 市の管理する水防倉庫及び備蓄資器材基準表(1倉庫当り)

種 類	掛 矢	オ ノ	ス コ ッ プ	(U V) トレ リ ッ ト 袋	刃 口	ツ ル ハ シ	山 鎌	ク リ ッ パ ー	鋸	一 輪 車	ジ ョ ウ レ ン	含 む ブル ー シ ー ト (U V)	鉄 杭 1.5 m
数 量	丁	丁	丁	枚	丁	丁	丁	丁	丁	台	丁	枚	本
	5	3	50	1000	25	20	6	5	10	3	20	30	300

第2表の2 水防倉庫所在地

防災備蓄倉庫	中村町 1480 番地 1	弘田川橋東 350m
--------	---------------	------------

第4章 気象雨量水位の観測通報連絡

第1節 気象通報及び連絡

高松地方気象台より1に掲げる気象通報を受けたときには、水防本部長(水防本部が設置されるまでは水防管理者とする。以下同じ)は、常時気象台と連絡を保つとともに管内関係機関に通知し、気象通報の内容により必要があると認めたときは、2及び3に掲げる措置をとる。気象予報の収集にあたっては、防災情報システム等により行うこととする。

1 気象通報

特別警報、警報及び注意報の種類

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	解 説
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危機があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報及び注意報の発表基準

種 類	基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

種類	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨警報	10	124
大雨注意報	8	94

種 類	流域雨量指数基準	複合基準
洪水警報	金倉川流域＝14 弘田川流域＝ 6.6	弘田川流域＝(6 , 5.9)
洪水注意報	金倉川流域＝11.2 弘田川流域＝ 5.2	金倉川流域＝(5 , 11.2) 弘田川流域＝(5 , 4.5)

(注)

- 1 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は本市における単一の値である。
- 2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標である。土壌雨量指数基準は、1km四方毎に設定しており、本市における最低値を示す。
- 3 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標である。洪水の欄中、「〇〇川流域＝10」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10以上」を意味する。
- 4 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。

(1) 特別警報、警報及び注意報の地域名称

特別警報、警報及び注意報（津波を除く）については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では、以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

香川県	—	高松地域…高松市、直島町
	—	小 豆…土庄町、小豆島町
	—	東 讃…さぬき市、東かがわ市、三木町
	—	中 讃…丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
	—	西 讃…観音寺市、三豊市

(2) 気象情報

気象情報は、気象注意報・警報の発表前に、防災関係機関等が防災対策を講じるうえで時間的余裕を持って発表する予告的情報と、注意報・警報を発表後に実況などを含めて防災上必要な事項を補完する情報がある。台風情報、大雨情報、記録的短時間大雨情報などの種類がある。

記録的短時間大雨情報は、大雨特別警報若しくは大雨警報発表中に記録的な 1 時間雨量(90mm 以上)が観測され又は解析(解析雨量)した場合に発表する。

(3) 土砂災害警戒情報

災害対策基本法第40 条及び第55 条、気象業法第11 条の規定により、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、香川県土木部と高松地方気象台が共同で発表する。

市町内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報または土砂キキクル)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 市は、気象情報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険個所の巡視等を行い、情報を収集する。

2 特別警報及び警報等の周知

次に掲げる気象通報は直ちに、善通寺市水防通信連絡広報網(附表第7)により管内一般に周知するものである。また、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設へは、要配慮者利用施設への伝達系統(附表第8)により、洪水予報等及び土砂災害警戒情報を伝達する。

- (1) 大雨特別警報
- (2) 暴風特別警報
- (3) 洪水予報等(大雨警報、洪水警報)
- (4) 土砂災害警戒情報

3 水防警報

水防法第 16 条の規定により知事が指定した河川についての水防警報の発表は、中讃土木事務所長が、次に示す計画に基づき水位等を示して水防上の警報を発表する。

(1) 知事が行う水防警報河川

河川名	区 域			延 長	基準水位 観 測 所
金倉川	幹川	左岸	仲多度郡まんのう町神野 字神野 45 番地 6 地先 (満濃池)	19.14km	高藪橋
		右岸	仲多度郡まんのう町神野 字神野 172 番地地先	19.18km	

(2) 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位 観 測 所	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
金倉川	高藪橋	仲多度郡琴平町高藪	河口より 12.1km	0.65m	1.40m

(3) 水防警報の種類と内容

種 類	内 容
待 機	水防団員の足留めを行うもの
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの
出 動	水防団員の出動を通知するもの
情 報	増水(出水)状況、河川状況等を適宜提供する
解 除	水防活動の終了を通知するもの

(4) 水防警報発表基準

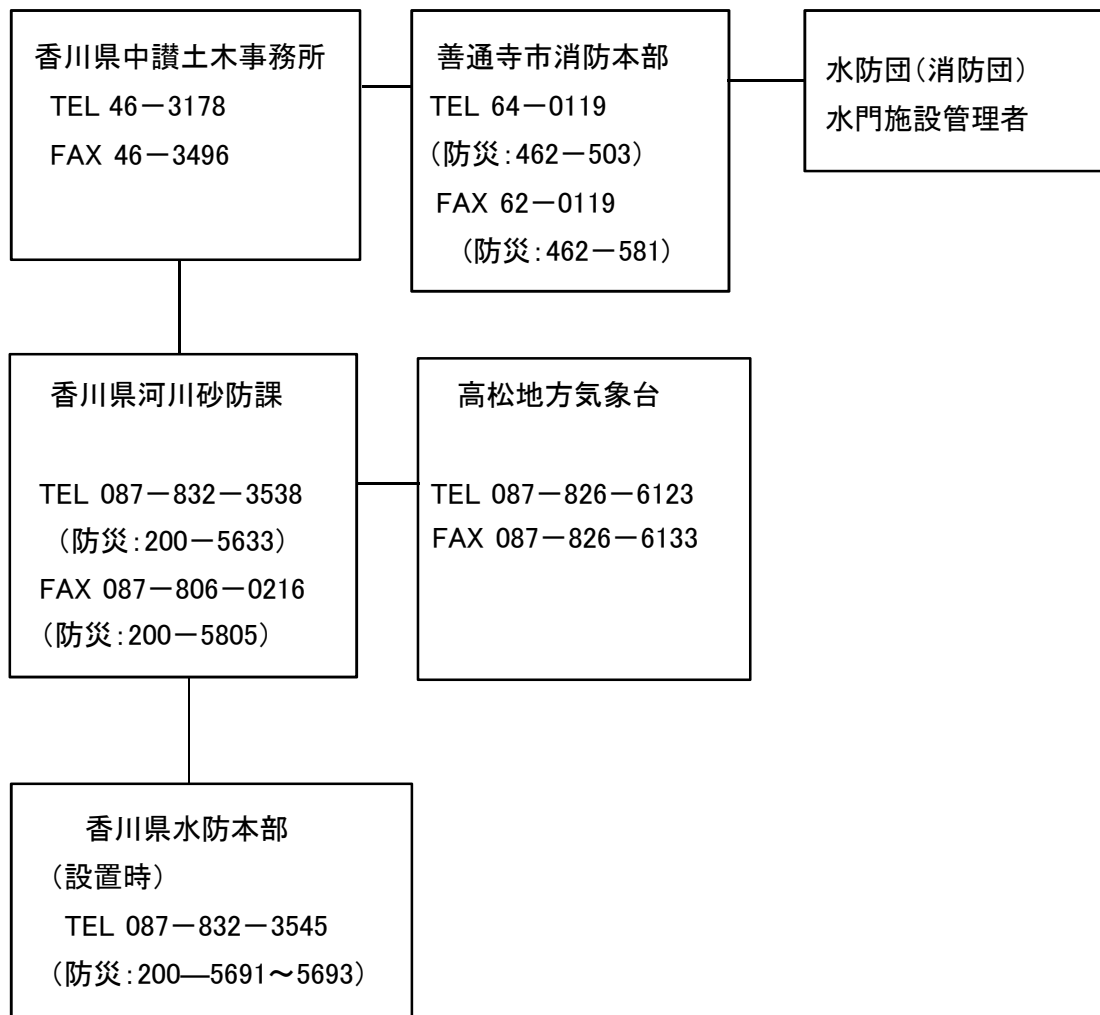
待 機	準 備	出 動	情 報	解 除
水位が氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	気象台から大雨又は洪水に関する注意報が発表されている場合で、かつ水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	増水(出水)状況、河川状況を適宜提供する	水防作業を必要としなくなったとき

河川名	基準水位観測所	待 機	準 備※	出 動	情 報	解 除
金倉川	高藪橋	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位が 0.65 mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	水位が 1.40 mに達し、なお上昇の恐れがあるとき	増水(出水)状況、河川状況を適宜提供する	水防作業を必要としなくなったとき

※ 警報のうち「準備」の発表については、気象台から大雨または洪水に関する警報・注意報が発表されている場合に限る。

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については、省略することがある。

(5) 水防警報伝達系統



参考資料:

附表第2 水防用連絡関係電話番号 附

表第3 主要水門施設管理者一覧表

4 水位周知河川(水位情報周知河川)

水防法第 13 条第 2 項の規定により知事が指定した河川についての水位情報の通知及び周知は、中讃土木事務所長が、次に示す計画に基づき水位または流量等を示して水位情報の通知及び周知を行う。

(1) 水位周知河川(水位情報周知河川)の実施河川・区域・基準点

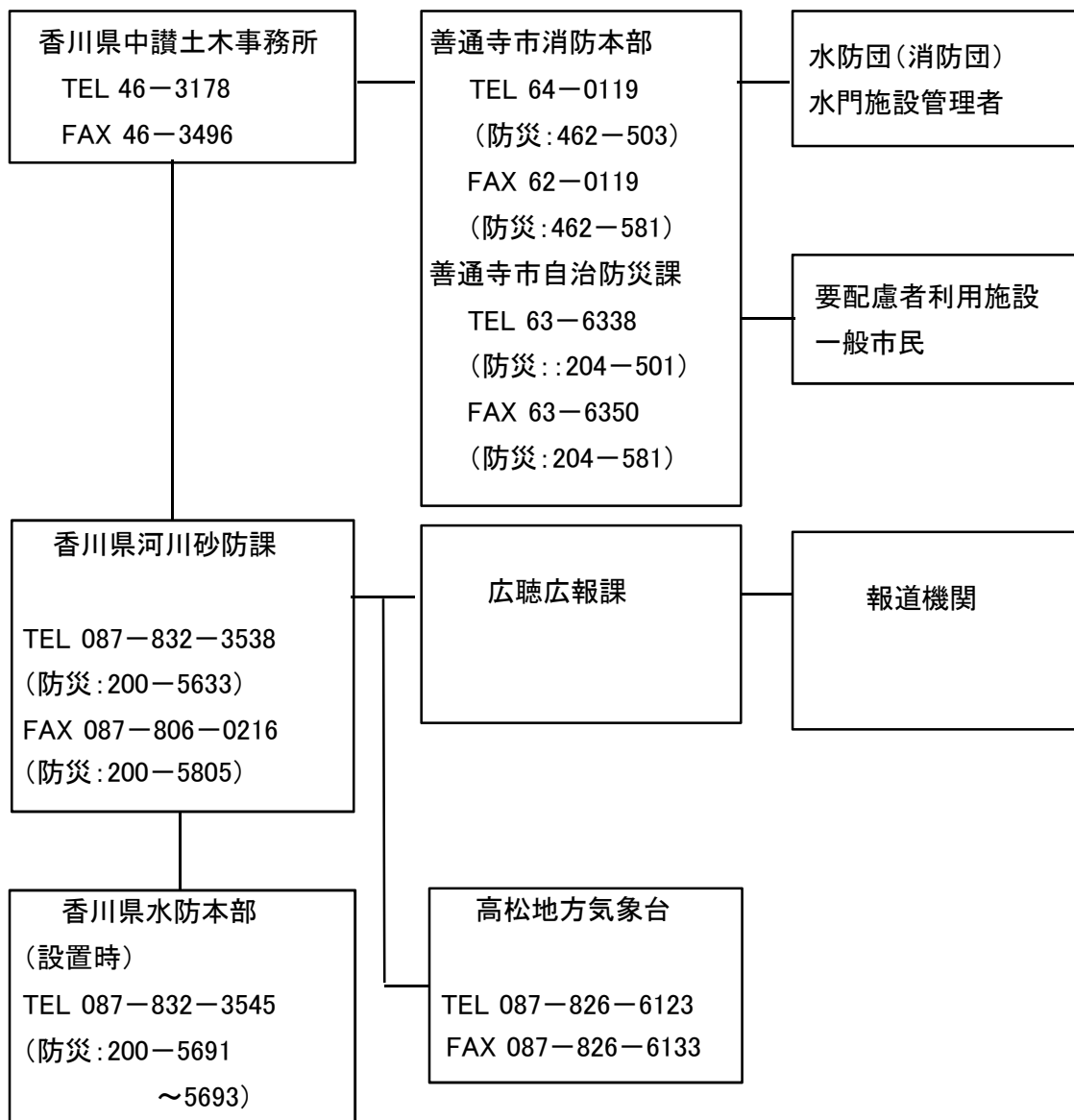
河川名	区 域			延 長	基準水位 観 測 所
金倉川	幹川	左岸	仲多度郡まんのう町神野 字神野 45 番地 6 地先 (満濃池)	19.14km	高藪橋
		右岸	仲多度郡まんのう町神野 字神野 172 番地地先	19.18km	

(注) ()内書は、水位情報の通知を行う場合の呼称である。

(2) 水位周知河川(水位情報周知河川)の基準水位観測所の諸元

河川名	基準水位 観 測 所	地先名	位 置	水防団待 機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危 険水位
金倉川	高藪橋	仲多度郡 琴平町高 藪	河口より 12.1 km	0.65m	1.40m	1.95m	2.10m

(3) 伝達系統



詳細資料:

附表第2 水防用連絡関係電話番号一覧表附

表第3 主要水門施設管理者一覽表

附表第6 水防用連絡関係非常電話番号一覧表附

表第8 要配慮者利用施設への伝達系統

附表第9 衛星電話番号

第2節 雨量水位の通報及び連絡

水防本部長は、常に県水防本部及び気象台その他の関係機関と雨量、水位の観測通報について連絡を密にし、相互に気象観測結果の把握に努め各項について次の措置をとる。

1 雨 量

水防本部長は、香川県ホームページのかがわ防災Web ポータルの利用及び県水防本部並びに気象関係機関等により情報を収集し、管内雨量の把握に努力するものとする。

2 水 位

水防本部長は、香川県ホームページのかがわ防災 Web ポータルの利用、県水防本部及び量水標観測者(中讃土木事務所)並びに管内水門施設管理者との連絡により水位の変動を把握するものとする。

3 水位通報

水防本部長は必要に応じ関係機関と水位通報を交換するとともに、必要に応じ県水防本部長に通報するものとする。

- (1) 雨量通報は県の水防情報システム多重無線、防災行政無線、NTT 電話、FAX(防災含む。)にて行うものとする。

(注) 雨量、水位につき関係先より受けた報告について必要があると認めた場合には警察署長に通知するものとする。

第5章 量水標の判断基準水位

判断水位

市内の河川の量水標における判断基準水位は第3表のとおりとする。

第3表 河川の量水標における判断基準水位

番号	量水標 名 称	河川名	水防団待 機水位	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	位 置	観測者	備 考
1	五 条	金倉川	0.8m	1.4m	(2.8m)	(3.0m)	金蔵寺町	中讃土木 事務所	情報システム により確認
2	与 北	金倉川	0.8m	1.5m	(2.2m)	(2.3m)	与北町	〃	〃
3	甲 山	弘田川	0.7m	1.2m	(天端から 0.7m)	(天端から 0.35m)	弘田町	〃	〃
4	砂古北	弘田川	—	—	(天端から 0.56m)	天端から 0.28m	善通寺町	〃	〃
5	平 谷	弘田川	—	—	(天端から 0.7m)	(天端から 0.35m)	善通寺町	〃	〃

※4、5は、危機管理型水位計

※()の数値は、県の助言を得て市独自の判断基準を設定したもの。

参考 危機管理型水位計

番号	水位計名称	河川名	観測開始水位	氾濫開始水位
1	木備津橋	金倉川	-2.4m	堤防天端
2	東碑殿	二反地川	-0.69m	
3	文京	中谷川	-1.15m	
4	生野	中谷川	-1.55m	

第6章 堰堤水門の操作

1 管理者の任務

水門及びため池等の管理者は第4章による気象状況の通知を受けたときは状況により、堰堤余水吐樋門を操作し、水位の低下を図る等適切な措置を講じなければならない。

2 水門、ため池等の管理者

主要水門等の管理者は附表第3、ため池の管理者は附表第4のとおりである。

第7章 水 防 活 動

第1節 監視及び警戒

1 事前巡視

水防本部長は、気象注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき又は水防上必要があると認めるときは、水防法第9条の規定に基づき区域内的の河川、ため池等を随時巡視員に巡視させるものとする。

2 非常時監視及び警戒

水防本部長は、気象警報が発表され災害の発生が起こるおそれがあるとき、又は特に水防上必要があると認めるときは、監視及び警戒を厳重にして、重要水防区域（第1表の1～5）には監視員及び警戒員を配置し、危険箇所の早期発見に努めるものとする。

3 管理者への連絡

水防本部長は、県が管理する河川の量水標観測者と密接な連絡をとることはもちろん、緊急に応急措置等を講ずる必要があると認められる危険箇所を発見したときは、水防法第9条の規定に基づき直ちに当該管理者に連絡するとともに必要な措置を求めるものとする。

4 巡視員及び監視員の任務

巡視員及び監視員は、次の各事項について水防本部長に対し迅速適確に通報連絡等を行わなければならない。

- (1) 河川・ため池等の水位状況
- (2) 河川・ため池等の堤防の状況
- (3) 地すべりの危険の状況
- (4) 堰堤・水門等の状況
- (5) その他水防上必要と認められる事項

第2節 消防機関の出動準備及び出動

1 出動準備

水防本部長は、気象注意報が発せられ災害の発生が予想されるとき、又は水防上必要があると認めるときは、所要の消防機関に属する者を指定する場所に招集するものとする。

2 出動

水防法第 17 条の規定に基づき、水防警報が発表されたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき又は特に水防上必要と認められ、災害が起こるおそれが予想され若しくは発生したときは、水防本部長は、直ちに消防機関に属する者を出動させなければならない。

第3節 応援出動要請

水防本部長は、災害の発生状況等により陸上自衛隊の出動要請を知事に依頼する。

第4節 水防作業開始等の報告

次の各事項の場合において、別に定めるもののほか、水防本部長は速やかに知事（中讃土木事務所長）に報告しなければならない。

- 1 水防作業を開始したとき。
- 2 堤防等に異常を発見したとき。
- 3 地すべりが起こったとき。
- 4 人員資材の応援を求めたとき。
- 5 立退き避難を指示したとき
- 6 氾濫注意水位以下に減水し、又は危険のおそれがない状態になったとき。
- 7 水防作業が終了したとき。

第5節 警戒区域の設定等

水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第 21 条の規定により、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は同項に規定する者の職権を行うことができる。

第6節 水防作業の従事命令

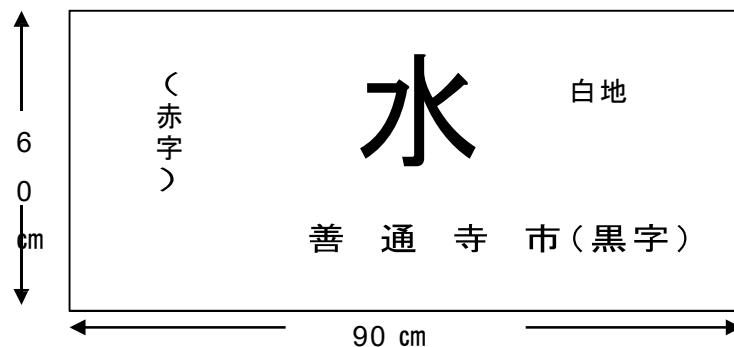
水防法第 24 条の規定に基づき水防本部長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にある者をして水防に従事させることができる。

第7節 水防用緊急自動車の優先通行

水防活動に優先通行の標識は次のとおりとする。

昭和 24 年 8 月 16 日 香川県告示第 277 号

標 旗



第8節 水防作業

水防工法はその選定を誤らなければ、一種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。

しかし、時には数種の工法を並施し、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶに当っては、堤防の組成材料、流法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で求めやすい工法を施行すること。

第9節 決壊等の通報

堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防法第 25 条の規定により、直ちに関係者並びに知事（中讃土木事務所長）及び氾濫のおよぶ方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第 10 節 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警報（解除）が発表され、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、水防本部長は水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに中讃土木事務所長を通じて知事に対し、その旨を報告するものとする。

第 8 章 避難のための立退き

1 水防本部長の立退きの指示

水防本部長は大雨による河川の氾濫により著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、水防法第 29 条の規定に基づき避難のための立退きを指示するものとする。

2 水防本部長権限の代行者の立退きの指示

前項に定める危険が予想される緊急な状態において、水防本部長の指示を受ける時間的な余裕がないときは、当該現場の上級関係職員は、自主的に適格な判断に基づいて前項に定める水防本部長の権限を代行して避難のための立退きを指示することができる。

この場合において、水防本部長に対し事態の経過及び事後措置等について報告しなければならない。

3 関係機関への通知

前各項に定める立退きの指示を行ったときは、速やかに丸亀警察署長及び知事（中土木事務所長）にその旨通知しなければならない。

4 立退きの指示の伝達

立退きの指示の伝達は、テレビ、携帯電話等へのメール、広報車による広報、防災行政無線、その他の方法によって迅速かつ確実に周知徹底を図るものとする。

5 避難のための適切な措置

関係職員は、避難場所の指定、誘導方法、警戒及び連絡等避難に関し適切な措置を講じなければならない。

6 緊急避難立退き場所

避難のための予定立退き場所は、附表第5 のとおりとする。

第9章 他の水防機関との協力応援

1 水防法第22条及び第23条に基づき水防本部長は緊急の場合警察署長若しくは他の水防管理者又は他の市町村長若しくは消防長に対し応援を求めることができる。

2 応援のため派遣された者は器具資材を携行し、応援を求めた水防本部長の所轄の下に行動するものとする。

3 水防本部長は必要に応じ情報の通報・協力応援など水防事務に関して、隣接する水防管理団体とあらかじめ相互協定をし、水防計画に定めるものとする。

4 河川管理者香川県知事は、自らが管理する二級河川において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

(2) 重要水防箇所の手点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援

(4) 水防管理団体の水防資機材で不足するような事態に際して、河川管理者の水防資機材の貸与かつ河川管理施設の被災予防又は復旧に必要な資材の提供

(5) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

5 河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する土器川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- (3) 水防管理団体の水防資機材で不足するような事態に際して、河川管理者の水防資機材の貸与かつ河川管理施設の被災予防又は復旧に必要な資材の提供
- (4) 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に水防管理団体への職員の派遣
- (5) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

第 10 章 公用負担

1 公用負担権限

水防法第 28 条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石・竹木・その他の資材の使用収用
- (3) 自動車・その他の運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物・その他障害物の処分

2 公用負担権限証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては様式第 1 号の証明書を携行し、必要ある場合にこれを提示するものとする。

3 公用負担証

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として様式第2号の命令証を目的物の所有者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

様式第1号

公用負担命令権限証	
	役職 氏名
上記の者	の区域における水防法第 28 条 第1項の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日	
善通寺市長	印

様式第2号

公 用 負 担 証	
目 的 物 負担の内容	種類 使用・収用・処分等
年 月 日	
善通寺市長 業務取扱者	印

第 11 章 水防通信連絡

1 水防連絡通報

水防連絡通報については NTT一般加入電話連絡、FAX（防災含む。）、及び香川県防災行政無線によって行う。

2 専用通信施設の利用

NTT一般加入電話による通話不能又は、水防上緊急を要する通信連絡については、状況により次に示す各機関の専用通信施設を利用することができる。

四国地方整備局、警察、日本赤十字社香川県支部、四国旅客鉄道株式会社、高松琴平電気鉄道株式会社、四国電力株式会社。

第 12 章 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中又は夜間等に行うことが多いから、平素における用意周到な訓練が特に大切である。このため関係職員は、あらゆる事態を想定し、これに対する水防工法及び出動警戒・避難等をもあわせて訓練し、危機に臨む確固たる信念をもって当たらなければならない。

第 13 章 安全確保

水防活動は、洪水被害を最小限に抑えるため、堤防巡視、水防工法の実施及び避難誘導等により自らの地域を水害から守る重要な活動である。

水防活動に従事する者は、自身の安全確保に努めなければならない。

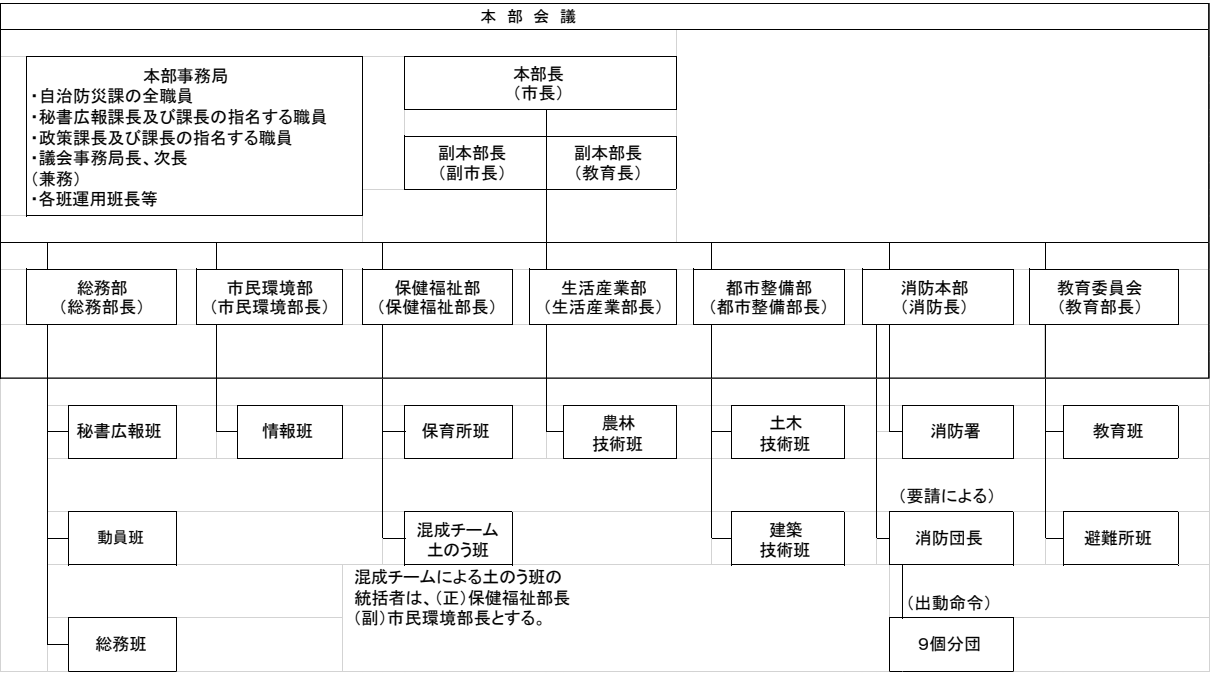
このため、巡視や水防作業時、避難誘導時など、水際部や氾濫域での水防活動時には、ヘルメットやライフジャケットを着用するとともに、通信機器を携行するものとする。

また、指揮者はもちろん、水防団員も、日頃より洪水や水防活動に関する知識を深め、事前に避難の合図や退避場所を決めておくよう努めること。

水防本部の組織及び運営

1 水防本部の組織

(1)水防本部組織図



(2)任 務

本部会議等	任 務
本部長	市長を本部長とし、水防本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長及び教育長を副本部長として、本部長を補佐する。 この際、教育長は主として教育委員会の業務指導を実施し、教育委員会の業務以外は副市長が主として指導を実施する。 なお、本部長に事故あるときは、副市長、教育長の順で職務を代理する。
本部員	本部員は、本部長の命を受け、水防本部の事務に従事する。
本部会議	本部長は、風水害の対策等に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ水防本部会議を招集する。
本部事務局	職員の動員配備(招集メールによる呼集)に関すること 水防状況について各関係機関(県、警察等)との連絡に関すること 水防本部員の手当に関すること 防災行政無線に関すること 水防本部会議の準備、運営に関すること 議会との連携に関すること

各 班	任 務
秘書広報班	市長・副市長の秘書業務に関すること マスコミ対応(報道機関との連絡調整 災害広報に関する業務)に関する こと
動員班	職員の動員・緊急招集に関すること 職員の登庁状況の把握に関すること 職員・家族の被災状況の掌握
総務班	庁舎内設備の管理運用に関すること ホームページ・防災情報の管理に関すること 市内巡回による情報収集及び注意喚起に関すること
情報班	市民からの電話への対応に関すること 自主的情報収集
保育所班	保育所施設の状況調査及び応急対策に関すること 保育園児の安全確保対策及び避難誘導に関すること 保護者への引き渡し業務に関すること
農林技術班	農林業関係の被災状況調査及び応急対策に関すること
土木技術班	道路、橋梁等の被災状況調査及び応急対策に関すること
建築技術班	建築物の被災状況調査及び応急対策に関すること
土のう班	土のうの作製、運搬作業及び現地確認に関すること
教育班	学校等施設の状況調査及び応急対策に関すること 園児、児童、生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 保護者への引き渡し業務に関すること 避難所(学校等)の管理保全に関すること
避難所班	公民館等施設の状況調査及び応急対策に関すること 利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 避難所(公民館等)の管理保全に関すること 避難所の開設及び避難所運営に関すること

2 水防本部の運営

(1) 全 般

風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は迅速かつ円滑な応急対策業務を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(2) 動員配備体制

【風水害の場合】

区 分	配備基準	配備内容	本部体制等
事前配備	・善通寺市に大雨注意報、洪水注意報が発表されており、情報収集が必要と判断されるとき	・情報収集活動を主とし、自治防災課長、土木課長、農林課長、建築住宅課長及び防災係が待機	・各課の体制で対応
第 1 次配備	・善通寺市に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき(その他の警報が発表されたときは別途指示をする。)	・情報収集活動を主とし、各部長と自治防災課、総務課、土木課、農林課、建築住宅課のうち、あらかじめ指定された職員が待機し災害対策にあたる	・各課の体制で水防本部設置
増強 第 1 次配備			・状況により、統一した水防本部の体制で対応
第2次配備	・第 1 次配備後、なお、降雨が継続し、又は降雨が継続すると思われる、災害が発生するおそれがあるとき ・土砂災害警戒情報又は特別警報が発表されたとき	・市長の指示により、各部長等が各部等の総括運用班長に命じ、第 2 次配備職員を増員して班編成を行い災害対策にあたる	・統一した水防本部の体制で対応
第3次配備	・全市的に災害が発生したとき、又は発生すると思われるとき	・全職員(応急対策業務に携わる職員)を動員し、なお、不足するときは指定地方行政機関等の職員の派遣を要請し、災害対策の万全を期す	・災害対策本部の体制で対応

* 具体的動員配備は「令和7年度災害時動員配備体制」による。

水防用連絡関係電話番号等一覧表

[令和7年8月1日現在]

関係者名	電話番号			電話番号
香川県庁	087-831-1111	市長	辻村 修	非公表
香川県水防本部(設置時)	087-832-3545	副市長	松川 直人	
香川県河川砂防課	087-832-3538	教育長	大谷 伸一	
香川県危機管理課	087-832-3187	総務部長	中山 淳	
中讃土木事務所	46-3178	市民環境部長	佐柳 学	
中讃土地改良事務所	62-0752	保健福祉部長	山西 留美	
国土交通省四国地方整備局	087-851-8061	生活産業部長	長谷部智伸	
// 香川河川国道事務所	087-821-1561	都市整備部長	高畑 尚弘	
香川河川国道事務所善通寺出張所	62-1471	消防長	氏家 二郎	非公表
高松地方气象台	087-867-6123	教育部長	尾松 幸夫	
NTT香川支店災害対策担当	087-867-6502			
NHK高松放送局	087-825-0151			
自衛隊善通寺駐屯部隊	62-2311			
丸亀警察署	22-0110			
善通寺市消防本部	64-0119			

[令和7年8月1日現在]

関係者名		電話番号
消防本部（消防署）		非公表
消防長	氏家 二郎	
消防次長 兼ねて消防総務課長	谷内 昌広	
予防課長	森江 俊公	
消防防災課長	藤村 純雄	
消防署長	鴨井 隆憲	
消防団長	小松 誠	
消防副団長	堀家 伸介	
〃	天雲 一壽	
本部分団長	佐藤 元彦	

関係者名		電話番号
第1分団長	乾 守	非公表
第2分団長	渋谷 泰伸	
第3分団長	香川 俊哉	
第4分団長	西山 正和	
第5分団長	後藤 光英	
第6分団長	西梶 佳秀	
第7分団長	梶 義幸	
第8分団長	野村 保寿	
四国電力(株)中讃営業所		22-5111
NTT西日本(株)香川支店		087- 867-6502
四国ガス(株)丸亀支店 緊急連絡先		22-2301 22-6328

主要水門施設管理者一覧表

番号	河川名	施設の名称	位置	管理団体	管理者	電話番号	所轄消防団
1	弘田川	川東水門	弘 田 町	満濃池土地改良区	理事長 黒木 保	75-3157	7分団
2	〃	九頭神水門	下吉田町	〃	〃	〃	4分団
3	弘田川	南町水門	南 町	水利組合	安井 健	62-3571	1分団
4	〃	旧警察股水門	上吉田町	満濃池土地改良区	理事長 黒木 保	75-3157	本部分団
5	金倉川	宝藪水門	木 徳 町	〃	〃	〃	6分団
6	〃	源氏股水門	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	与北岩崎水門	与 北 町	〃	〃	〃	5分団
8	〃	柿ノ股水門	櫛 梨 町	〃	〃	〃	2分団
9	〃	買田池掛水門	与 北 町	〃	〃	〃	5分団
10	〃	大麻岩崎放水門	大 麻 町	〃	〃	〃	2分団
11	〃	大麻取水水門	〃	〃	〃	〃	〃

附表 第4

主要ため池管理者一覧表

令和7年8月1日現在

番号	ため池名	位 置	管理団体	管理者	所轄消防団
1	前池	原田町	水利組合	平尾 宗男	第6分団
2	村上池	金蔵寺町	〃	横山 孝信	第6分団
3	買田池	与北町	満濃池土地改良区	黒木 保	第5分団
4	大池	善通寺町	水利組合	安井 健	第3分団
5	吉原大池	吉原町	〃	松原 影明	第8分団
6	弘階池	弘田町	〃	溝口 正樹	第7分団
7	熊ヶ池	生野町	〃	正 明通	第2分団
8	普如池	善通寺町	〃	石谷 公	第3分団
9	新池	善通寺町	〃	石谷 等	第3分団
10	薬師池	善通寺町	〃	香川 時生	第3分団
11	恵池	善通寺町	〃	安藤 定則	第3分団
12	五兵池	善通寺町	〃	香川 猛	第3分団
13	大坂下池	吉原町	善通寺市土地改良区	善通寺市土地改良区	第8分団
14	谷川池	吉原町	水利組合	滝岡 正博	第8分団
15	花籠池	吉原町	〃	北野 巧	第8分団
16	空の池	碑殿町	〃	佐柳 博秋	第8分団
17	前池	稲木町	〃	大西 周二	第4分団
18	上川池	吉原町	〃	森 純一	第8分団
19	播鉢池	生野町	〃	山北 健二	第2分団
20	清水池	善通寺町	〃	竹林 峰雄	第3分団
21	京の池(上)	善通寺町	〃	宮谷 貴浩	第3分団
22	赤池	善通寺町	〃	香川 猛	第3分団
23	庄田池	善通寺町	〃	原 壽茂	第3分団
24	小丸池	吉原町	〃	野村 和彦	第8分団
25	汐満池(下)	大麻町	〃	農研機構	第2分団
26	新池	碑殿町	〃	佐柳 博秋	第8分団
27	宮池	木徳町	〃	大西 悟	第6分団
28	地蔵池	大麻町	〃	中村 勉	第2分団
29	大塚池	吉原町	〃	森江 正男	第8分団
30	妙見谷池	碑殿町	〃	香川 正博	第8分団
31	満賀池	上吉田町	〃	宮本 始	本部分団
32	道池	原田町	〃	平尾 宗男	第6分団
33	中池	木徳町	〃	大西 悟	第6分団
34	菅池	生野町	〃	高橋 哲雄	第2分団
35	樽池	善通寺町	〃	高畑 修三	第3分団
36	そば谷池	善通寺町	〃	山本 信夫	第3分団
37	ぜんも池	善通寺町	〃	安井 健	第3分団
38	上池	善通寺町	〃	石谷 真二	第3分団
39	京の池(下)	善通寺町	〃	宮谷 貴浩	第3分団
40	まさご池	善通寺町	〃	安藤 政信	第3分団
41	兼谷池	善通寺町	〃	原 壽茂	第3分団
42	平谷下池	善通寺町	〃	谷 晴義	第3分団
43	出釈迦新池	吉原町	〃	野村 和彦	第8分団
44	瓢箪池	中村町	〃	松本多加史	第7分団
45	橙木谷下池	与北町	〃	山根 実	第5分団
46	源正寺池	与北町	〃	片山 英道	第5分団
47	下池	善通寺町	〃	石谷 正春	第3分団
48	ボタガ池	善通寺町	〃	藤田 悦子	第3分団
49	籠池	吉原町	〃	森江 正男	第8分団
50	谷川池	碑殿町	〃	滝岡 正博	第8分団

避難所・緊急避難場所一覧表

【市の指定を受けている避難所・緊急避難場所】

番号	名 称	所 在 地	電 話	収容 人数	土砂	洪水		震 大 地	ため池	
						計画規模	最大規模		市 内	満濃池
1	★西中学校	文京町4-1-1	62-2340	262人	○	○	△	◎	◎	◎ 2階以上
2	★中央小学校	文京町4-5-1	62-1616	180人	○	○	△	◎	◎	◎ 2階以上
	中央分館	文京町4-5-1	62-1616	30人	○	○	○	○	○	○
3	中央公民館	善通寺町6-10-25	62-4969	34人	◎	◎ 2階	◎ 2階	○	○	△
4	★東中学校	生野本町2-14-1	62-2360	210人	○	△	△	◎	◎ 2階以上	◎ 2階以上
5	★南部小学校	生野町2990-1	62-0702	137人	■	○	○	◎	◎	◎
6	★南部公民館	大麻町1306-1	62-5685	35人	◎	◎	◎ 2階	◎	◎ 2階	◎ 2階
7	生野分館	生野町1282-2	62-2962	13人	○	○	■	○	○	○
8	★西部小学校	善通寺町1146	62-0701	137人	■	○	△	◎	◎ 2階以上	◎
9	西部公民館	善通寺町1146	63-2391	35人	◎	◎	◎ 2階	○	△	○
10	★東部小学校	稲木町450-1	62-0703	200人	○	○	△	◎	◎	◎ 2階以上
11	東部公民館	稲木町380-3	62-5684	33人	○	◎	◎ 2階	○	○	△
12	★与北小学校	与北町1238	62-0704	137人	○	○	○	◎	◎ 2階以上	◎
13	与北公民館	与北町1245-2	62-0601	34人	◎	◎	◎	○	△	○
14	善通寺隣保館	与北町2870-23	62-3224	58人	○	◎ 2階以上	■	○	○	■
15	★竜川小学校	原田町306-1	62-0705	135人	○	○	◎ 2階以上	◎	◎	◎ 2階以上
16	消防団 第6分団統合屯所	原田町1424-1	—	19人	○	◎	■	○	○	○
17	★市民体育館	金蔵寺町398-6	62-7400	673人	○	○	○	◎	◎ 2階以上	◎ 2階以上
18	★筆岡小学校	中村町1575-2	62-0706	137人	○	○	◎ 2階以上	◎	◎	◎ 2階以上
19	筆岡公民館	弘田町288	62-0603	33人	○	◎ 2階	■	○	○	△
20	★吉原小学校	吉原町2811	62-0707	137人	○	○	○	◎	◎ 2階以上	◎
21	吉原公民館	吉原町1569-1	62-0604	32人	◎	○	◎	○	○	○

凡 例	◎又は◎(2階又は2階以上) ⇒ 開設する避難所
	○ ⇒ 増設可能な避難所
	△ ⇒ 条件付き(2階を使用など)で増設可能な避難所
	■ ⇒ 開設不可の避難所
	★ ⇒ 緊急避難場所(各施設の2階以上)

【避難所とは】

災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことです。また、名称の前に★を付記した避難所は「緊急避難場所」を兼ねています。

【緊急避難場所とは】

災害時の危険を回避するために、一時的に避難する場所のことです。例えば、南海トラフ地震のような大地震が発生した場合は、大きな揺れによって満濃池や自宅近傍のため池が決壊をするかもしれません。浸水をしてからの避難では危険を伴う恐れがあります。まずは、「緊急避難場所」に避難をして、その後に、ため池の状態を確認するようにすると、より安全な避難行動となります。

【福祉避難所】

番号	名称	所在地	電話	収容人数
1	特別養護老人ホーム 仙遊荘	仙遊町2-3-43	62-7332	10人
2	特別養護老人ホーム 明日香	原田町1561-5	63-8080	10人
3	特別養護老人ホーム 白百合荘	与北町1680-1	62-2998	10人
4	特別養護老人ホーム まほろば	仙遊町2-3-40	62-3015	5人
5	香川県立善通寺支援学校	仙遊町2-1-2	62-7631	117人

【補充的避難所】

番号	名称	所在地	電話	収容人数
1	宗教法人 徳善寺 大和講総本部 流祖殿	金蔵寺町1176	62-0763	60人
2	学校法人四国学院 第3共生館第5体育室(1階) 第6体育室(3階) ミーティングルーム(2階)	文京町3丁目2-1	62-2208	289人
3	総本山善通寺 いろは会館3階大広間	善通寺町3-3-1	62-0111	50人
4	高橋会館	大麻町138-3	73-5830	17人
5	東原教育集会所	与北町2961-1	63-2378	21人
6	南部幼稚園	生野町2880-1	63-0156	31人
7	学校法人尽誠学園 尽誠学園高等学校	生野町855-1	62-1515	842人

【災害対策用ヘリポート】

名称	所在地	連絡先	管理者
市営球場	弘田町1847	62-7400	(公財) ハートスクエア善通寺
鉢伏ふれあい公園グラウンド	与北町2055-1	62-7400	(公財) ハートスクエア善通寺
陸上自衛隊善通寺駐屯地第1キャンプ	南町2-2053-1	62-2311	陸上自衛隊 善通寺駐屯地
四国こどもとおとなの医療センター場外離着陸場	仙遊町2-1-1	62-1000	四国こどもとおとなの 医療センター

水防用連絡関係非常電話番号一覧表

[令和7年8月1日現在]

名称	電話番号	名称	電話番号
香川県庁	087-831-1111	香川県広域水道企業団善通寺事務所	63-6340
香川県水防本部(設置時)	087-832-3545	日赤香川県支部	087-861-4618
〃 河川砂防課	087-832-3538	水資源機構香川用水総合事務所	73-4221
〃 危機管理課	087-832-3187	農林水産省	03-3502-8111
高松土木事務所	087-889-8905	高松地方気象台(観測予報課)	087-867-6113
長尾 〃	0879-52-2585	NTT西日本香川支店災害対策担当	087-867-6502
中讃 〃	46-3178	NHK高松放送局	087-825-0151
西讃 〃	0875-25-1001	自衛隊善通寺駐屯地	62-2311
長柄 〃	087-878-2301	東讃土地改良事務所	087-889-0191
五名 〃	0879-29-2006	西讃 〃	0875-25-4086
大川 〃	0879-43-3104	中讃 〃	62-0752
五郷 〃	0875-54-2132	四国旅客鉄道	087-822-0117
大内 〃	0879-25-2573	警察	
殿川 〃	0879-75-0289	香川県警察本部	087-833-0110
前山 〃	0879-52-3450	東かがわ警察署	0879-25-0110
野口 〃	77-2220	さぬき警察署	087-894-0110
府中ダム(香川県広域水道企業団広域送水センター)	48-0511	高松東警察署	087-898-0110
高松港 管理事務所	087-851-3442	小豆警察署	0879-82-0110
小豆 総合事務所	0879-62-0321	高松北警察署	087-811-0110
香川県 東京事務所	03-5212-9100	高松南警察署	087-868-0110
国土交通省	03-5253-8111	坂出警察署	46-0110
四国地方整備局	087-851-8061	高松西警察署	087-876-0110
四国地方整備局香川河川国道事務所	087-821-1561	丸亀警察署	22-0110
〃 善通寺国道維持出張所	62-1471	琴平警察署	75-0110
香川河川国道事務所土器川出張所	22-8318	三豊警察署	0875-72-0110
		観音寺警察署	0875-25-0110

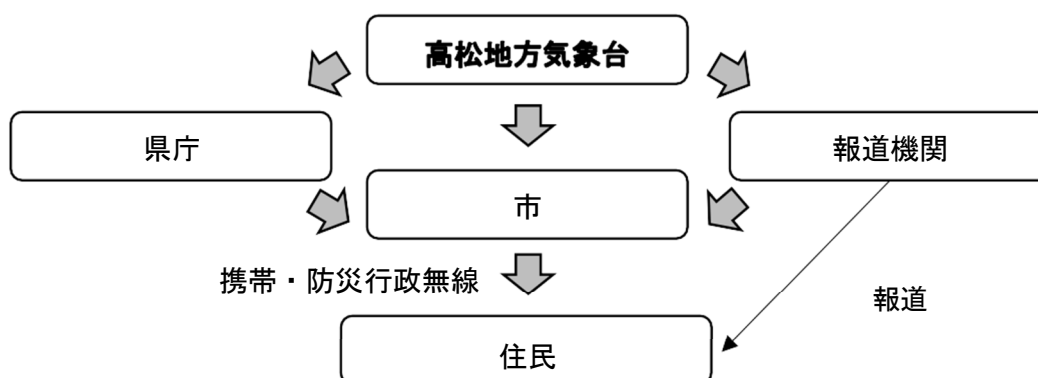
名 称	電話番号
水防管理団体	
高松市役所	087-839-2400
丸亀 //	23-2111
坂出 //	44-5023
善通寺 //	62-2121
観音寺 //	0875-23-3940
さぬき //	087-894-1111
東かがわ //	0879-26-1235
三豊 //	0875-73-3119
土庄町役場	0879-62-7006
小豆島 //	0879-82-7001
三木 //	087-891-3301
直島 //	087-892-2222
宇多津 //	49-0511
綾川 //	087-876-1906
琴平 //	75-6700
多度津 //	33-1110
まんのう //	73-0100

善通寺市 水防通信 連絡広報網

1 職員参集(呼集)

水防本部又は自治防災課より、電話または一斉メールで呼集する。

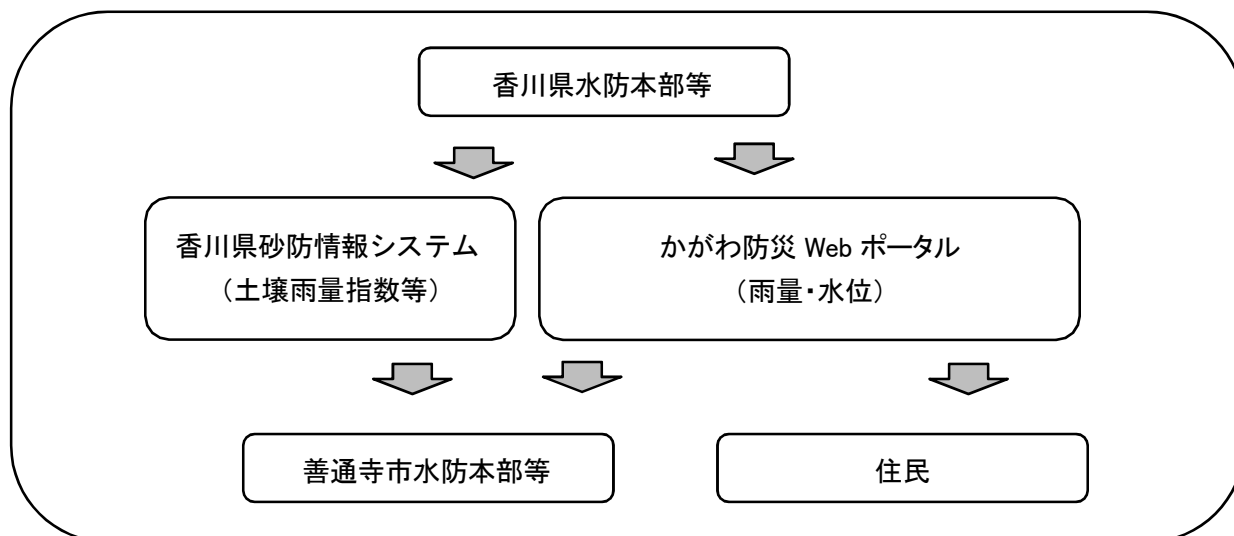
2 特別警報、警報等の気象情報



◎ 気象情報・避難情報について特に知らせる必要があるものについて市からは次の通信手段で知らせる。

- ・市防災行政無線
- ・Lアラート(報道・携帯電話に情報を送り、瞬時に住民に情報を届けている)

3 県内雨量、主要河川の水位の観測



洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への伝達系統

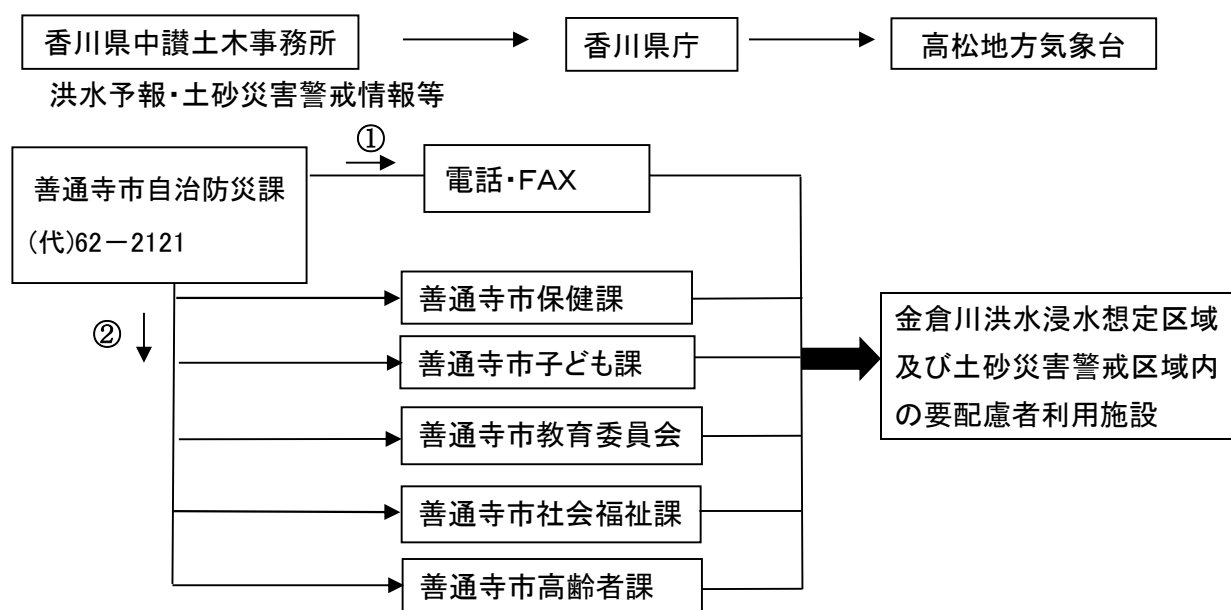
金倉川水系金倉川・弘田川水系弘田川に係る洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設及び当該施設への洪水予報及び土砂災害警戒情報等の伝達方法は、次のとおりとする。

【金倉川洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び連絡方法】

		施設名称	住 所	連絡先
金 倉 川	洪水情報	ふじた医院	上吉田町 4-5-1	62-0555
	〃	アイシークリニック	原田町 1494-1	62-0118
	〃	大杉脳神経外科医院	大麻町 2079	63-5566
	〃	前田病院	中村町 894-1	63-3131
	〃	谷病院	原田町 1190-1	63-5800
	〃	児童デイサービス ピコリ	上吉田町 2-5-9	43-2300
	〃	グループホーム おりいーぶ	生野町 1657-1	63-6810
	〃	地域活動支援センター リトルウエスト	木徳町 398-3	63-8914
	〃	ひだまりの家	上吉田町 7-2-12	62-3026
	〃	カナン子育てプラザ21	生野本町 2-16-1	62-3695
	〃	のぞみ保育園	上吉田町 8-7-24	63-1231
	〃	南部保育所	大麻町 1324-2	62-3751
	〃	竜川保育所	原田町 289	62-1210
	〃	ケアステーション善通寺	文京町 4-8-25	85-6666
	〃	あか門デイサービスセンター	文京町 4-8-25	85-6666
	〃	デイサービス しんちゃん家	生野町 1658-1	63-0555
	〃	就労継続支援 A 型事業所 キラリ	生野町 796-3	85-5381
	〃	COMPASS 善通寺 GROW	与北町 3364-1	35-9538
	〃	COMPASS 発達支援センター善通寺	金蔵寺町 43-1	35-9538
	〃	想	善通寺市大麻町 1913	080-1471-8077
	〃	香川県立善通寺支援学校	仙遊町 2-1-2	62-7631
	〃	聖母幼稚園	上吉田町 4-9-24	62-1087
	〃	中央幼稚園	文京町 4-5-3	62-0708
	〃	東部幼稚園	稲木町 380-3	62-4240
	〃	筆岡幼稚園	中村町 1581-1	63-0158
	〃	竜川幼稚園	原田町 290	62-0948
	〃	中央小学校	文京町 4-5-1	62-1616
	〃	東部小学校	稲木町 450-1	62-0703
	〃	筆岡小学校	中村町 1575-2	62-0706
	〃	竜川小学校	原田町 306-1	63-0705

	洪水情報	西中学校	文京町 4-1-1	62-2340
	"	東中学校	生野本町 2-14-1	62-2360
		施設名称	住 所	連絡先
弘田川	洪水情報	香川県立善通寺支援学校	仙遊町 2-1-2	62-7631
	"	西部幼稚園	善通寺町 1146	63-0155
	"	筆岡幼稚園	中村町 1581-1	63-0158
	"	西部小学校	善通寺町 1146	62-0701
	"	デイサービスセンターふるさと	善通寺町 1847-1	85-8693
	"	指定通所介護ひまわりさん	弘田町 906-1	62-5402
	"	おあいこ	仙遊町 1-5-15	85-7959

	施設名称	住 所	連絡先
土砂情報	特別養護老人ホーム白百合荘	与北町 1680-1	62-2998
"	希望の家	与北町 1332	63-3457
"	南部保育所	大麻町 1324-2	62-3751
"	就労継続支援 B 型事業所 きらきら	大麻町 1329	35-9540
"	南部幼稚園	生野町 2880-1	63-0156
"	吉原保育所	吉原町 3173-7	62-7469
"	西部幼稚園	善通寺町 1146	63-0155
"	南部小学校	生野町 2990-1	62-0702
"	西部小学校	善通寺町 1146	62-0701



①または②により情報提供を実施。

衛 星 電 話 番 号
(地域衛星通信ネットワーク)

防 災 電 話 番 号

(令和7年8月1日現在)

◎ 香 川 県 庁			高 松 市	危機管理課	201- 501
危 機 管 理 総 局 長			丸 亀 市	危機管理課	202- 505
土 木 部 次 長			坂 出 市	危機管理課	203- 501
土 木 監 理 課			観 音 寺 市	危機管理課	205- 501
(総 務 グ ル ー プ)			さぬき市	危機管理課	306- 501
道 路 課			東かがわ市	危機管理課	302- 501
(建 設 グ ル ー プ)			三 豊 市	危機管理課	421- 505
河 川 砂 防 課			善通寺市	自治防災課	204- 501
				災害対策本部室	204- 502
坂 出 合 同 庁 舎				〃	204- 509
◎ 中 讃 土 木 事 務 所				土木課	204- 505
所 長				守衛室	204- 579
次 長			善 通 寺 市 消 防 本 部		
防 災 ・ 監 督 主 幹			予 防 課		462- 501
道 路 第 一 課 (課 長)			消 防 防 災 課		462- 503
道 路 第 二 課 (課 長)			消 防 総 務 課		462- 507
河 川 港 湾 課 (課 長)			消 防 署		466- 501
			陸上自衛隊第14旅団司令部		466- 506
			第15即応機動連隊		

参 考 資 料

水防法

発令 : 昭和24年6月4日号外法律第193号

最終改正 : 令和5年5月31日号外法律第37号

改正内容 : 令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

○水防法

〔昭和二十四年六月四日号外法律第百九十三号〕

〔総理・建設大臣署名〕

水防法をここに公布する。

水防法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 水防組織(第三条—第八条)

第三章 水防活動(第九条—第三十二条の三)

第四章 指定水防管理団体(第三十三条—第三十五条)

第五章 水防協力団体(第三十六条—第四十条)

第六章 費用の負担及び補助(第四十一条—第四十四条)

第七章 雑則(第四十五条—第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条—第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道そ

の他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理

する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘(こう)門の操作、水防のための水防団、消

防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他

の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項

において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事

又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法

第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水

道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二

十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計

画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう

。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、

雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該

水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は

、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこ

れらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防

組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該

水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の

水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務

組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を

引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水

防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必

要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意が

あると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙さ

れる議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案し

て定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができない

と認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害

予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状

態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組

合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない

。

（退職報償金）

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合

にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給

することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要

があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九

第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長

。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な

事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする

場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規

定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する

都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該

都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報

告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事

が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百

二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ち

に当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知す

るとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして

指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又はは

ん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に

周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者

をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面

積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある

ものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水

防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る

河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で

取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一

条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水

防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警

戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国

民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特

に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知

事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する

指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別

警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水

標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知

に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は

同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯

留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(

雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項

において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水

防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水

出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防

計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特

別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨

を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、

これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しく

は前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安

全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図る

ため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下

同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で

定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、

国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

る。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発

生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める

事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止すること

により、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又

は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）

から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定

により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災によ

る被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（

第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の

公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河

川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項

を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を

図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮

による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、

前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。

次項において同じ。)は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水

浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地

域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項につい

て定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る

。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官

が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知す

る情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつ

ては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、

不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水

時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)

でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該

当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号

に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定

する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管

理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管

理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住

民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村に

あつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項

に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交

通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措

置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状

況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所

有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない

い。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第

一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共

同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅

速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる

。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表

することができる。

8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定す

る計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければなら

ない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水

時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で

定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で

定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しな

ければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを

変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水

時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる

。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その

旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅

速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の

洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避

難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交

通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定め

るところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるとこ

ろにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう

努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組

織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置

されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をい

い、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村

防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計

画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、

同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計

画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。

）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するもの

として国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつ

て浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとも

に、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸

水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合

にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識

を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の

三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に

届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為につい

ては、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む

市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認

めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水

災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の

水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び

第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された

河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した

地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、そ

の水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協

力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県

知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定

したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ち

にその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めると

ころにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に

供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、そ

の区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求

められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業

法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気

象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、

水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木そ

の他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又

は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職

員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をす

る場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、

水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲

げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者に

その旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の

規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項

中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省

の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理

者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり

、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項

第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これ

を変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協

議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一

項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画

を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務

組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから

指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会

の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団

体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に

関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改

善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水

防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又

は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい

河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県

に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる

負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては

条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない

い。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定める

ところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防

団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し

、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の

命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二四年八月三日〕から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律

第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は

第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については

、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河

川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する

費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に

対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則〔昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号抄〕

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月一日法律第一四〇号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月八日法律第一六三号抄〕

(施行期日)

1 この法律〔中略〕は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日〔昭和二十九年七月一日〕から施行する。

附 則〔昭和三十〇年七月一日法律第六一号抄〕

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十一年六月一日法律第一四一号抄〕

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三十二年五月一六日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和三十二年八月政令二五三号により、昭和三十・八・一〇から施行〕

附 則〔昭和三十三年三月一五日法律第八号〕

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三十三年四月政令九五号により、昭和三十・五・一から施行〕

附 則〔昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

〔経過規定〕

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした

許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可

可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可

その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした

許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

〔罰則〕

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和四七年六月二三日法律第九四号抄〕

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五七年七月一六日法律第六六号〕

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五九年一二月二五日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。〔後略〕

（政令への委任）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔昭和六〇年六月二一日法律第六九号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

（施行期日）

1 この法律中、〔中略〕第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律〔平成六年六月法律第四八号〕中地方自治法〔昭和二二年四月法律第六七号〕第三

編第三章の改正規定の施行の日〔平成七年六月一五日〕から施行する。

附 則〔平成七年四月二一日法律第六九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規

定 平成七年八月一日

二 〔略〕

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項

まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令

により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地

方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれ

れの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの

法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に

係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措

置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によ

りされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、

この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれ

れの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされてい

ないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審

査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後において

も、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる

行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる

事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、

この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認

可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当

規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革

関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等

の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の

法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみ

なして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の

行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等

の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきもの

とする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関

し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する

。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一三年六月一三日法律第四六号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(気象業務法の一部改正)

2 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一七年五月二日法律第三七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条

を加える改正規定は、公布の日から施行する。

〔平成一七年六月政令一九四号により、平成一七・七・一から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法(以下「旧法」という。)第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以

外の河川のうち河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以

下この条において同じ。)で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指

定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一

項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)について

は、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規

定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行

為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正

〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一月一日〕か

ら施行する。〔後略〕

附 則〔平成二二年一月二五日法律第五二号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二三年一月政令九号により、平成二三・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお

従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二三年一月二四日法律第一二四号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日

〔平成二三年一二月二七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年六月一二日法律第三五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二五年七月政令二一三号により、平成二五・七・一一から施行〕

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正

後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第五十一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年六月二一日法律第五四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日〔平成二五年七月一日〕又はこの法律の施行

の日のいずれか遅い日

四・五 〔略〕

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二六年十一月一九日法律第一〇九号抄〕

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二七年一月政令五号により、平成二七・一・一八から施行〕

附 則〔平成二七年五月二〇日法律第二二号抄〕

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年七月政令二七二号により、平成二七・七・一九から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまで

の間は、この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項

の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五

条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定に

よる高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二二号。以下この項において「改正法」

という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」と

あるのは「改正法の施行の際現に改正法第一條の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域(以下この条において

単に「浸水想定区域」という。)」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは

市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域(洪水

浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出

水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並び

に新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「

洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二九年五月一九日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二九年六月政令一五七号により、平成二九・六・一九から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要が

あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和三年五月一〇日法律第三〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和三年五月政令一五二号により、令和三・五・二〇から施行〕

附 則〔令和三年五月一〇日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和三年一〇月政令二九五号により、令和三・一一・一から施行〕

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定〔中略〕 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和三年七月政令二〇四号により、令和三・七・一五から施行〕

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必

要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」

という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは

は廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定

による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の

刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定す

る禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそ

れぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑

と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ

無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留

に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法

律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処

せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和五年五月三十一日法律第三七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、〔中略〕第二条の規定並びに附則第六条の

規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

水防法施行規則

発令 : 平成12年11月21日建設省令第44号

最終改正: 令和3年10月29日号外国土交通省令第69号

改正内容: 令和3年10月29日号外国土交通省令第69号[令和3年11月1日]

○水防法施行規則

〔平成十二年十一月二十一日建設省令第四十四号〕

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第三十七条の二〔現行＝五一条＝平成一七年五月法律三七号により改正〕の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

水防法施行規則

(洪水浸水想定区域の指定)

第一条 水防法(以下「法」という。)第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域(以下単に「洪水浸水想定区域」という。)の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨(以下単に「想定最大規模降雨」という。)によって堤防その他の施設(以下「堤防等」という。)の決壊又は溢(いつ)流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まなければならない。
- 4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。以下同じ。)であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

(洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準)

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設(法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項(同条第一項第三号

又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。)とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間(長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。)

四 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨(次条第二項において「計画降雨」という。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

(洪水浸水想定区域等の公表)

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること(前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること)を明示しなければならない。

(雨水出水浸水想定区域の指定)

第四条 法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域(以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。)の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域(以下この項において「河川等」という。)に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

(雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準)

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

(雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水継続時間

2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、

当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（高潮浸水想定区域の指定）

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

- 2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

- 3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

- 4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

（高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準）

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

（高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

（高潮浸水想定区域等の公表）

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方米以上のものであることとする。

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置）

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲

げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項(次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第三項に規定する水防管理者(以下単に「水防管理者」という。)その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

(統括管理者の設置等)

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

(連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置)

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められ

た連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用）

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地(次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。)とする。

(浸水被害軽減地区の指定の公示)

第十九条の三 法第十五条の六第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
- 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
- 三 当該浸水被害軽減地区の位置
- 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ

2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
 - イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
 - ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
 - ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
 - ニ 標識の設置者及びその連絡先
- 二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項）

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知）

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

（氾濫による被害の拡大を防止するための作業）

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

（水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（権限の委任）

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則〔平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号〕

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三

年七月三日)から施行する。

附 則〔平成一七年六月一日国土交通省令第六二号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律〔平成一七年五月法律第三七号〕の施行の日(平成十七年七月一日)から施行する。

附 則〔平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号〕

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。

附 則〔平成二五年七月五日国土交通省令第五九号〕

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律〔平成二五年六月法律第三五号〕の施行の日(平成二十五年七月十一日)から施行する。

附 則〔平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号〕

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔平成二五年六月法律第四四号〕附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年九月十四日)から施行する。

附 則〔平成二七年一月一六日国土交通省令第二号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律〔平成二六年一一月法律第一〇九号〕の施行の日(平成二十七年一月十八日)から施行する。

附 則〔平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律〔平成二七年五月法律第二二号〕の施行の日(平成二十七年七月十九日)から施行する。

附 則〔平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号〕

この省令は、水防法等の一部を改正する法律〔平成二九年五月法律第三一号〕の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

附 則〔令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号〕

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則〔令和三年七月一四日国土交通省令第四八号〕

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律〔令和三年五月法律第三一号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年七月十五日)から施行する。

附 則〔令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律〔令和三年五月法律第三一号〕の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。〔後略〕

別記様式（第19条の5 関係）

浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書

水防法（以下「法」という。）第15条の8 第1項の規定により法第15条の8 第1項本文に規定する行為を届け出ます。 年 月 日 殿 届出者 住所 氏名	
1 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号	
2 法第15条の8 第1項本文に規定する行為の種類	
3 法第15条の8 第1項本文に規定する行為を行う場所	
4 法第15条の8 第1項本文に規定する行為の設計又は施行方法の概要	
5 法第15条の8 第1項本文に規定する行為の着手予定日	年 月 日
6 法第15条の8 第1項本文に規定する行為の完了予定日	年 月 日
7 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 法第15条の8 第1項本文に規定する行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「（設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、法第15条の8 第1項本文に規定する行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

○善通寺市水防協議会条例

昭和62年12月22日条例第14号

改正

平成18年12月12日条例第29号

平成24年3月16日条例第14号

善通寺市水防協議会条例

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定により、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、善通寺市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(会長)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第3条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めたときは、その任期においても委員を免じ又は解職することができる。

(招集)

第4条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第6条 協議会に幹事及び書記若干名を置き、会長が任命又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理し、書記は上司の命を受け庶務に従事する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮り市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬等条例の一部改正)

2 善通寺市特別職の職員で非常勤の者の報酬等に関する条例(昭和40年善通寺市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	防災会議の委員	〃 6,900円	〃	〃	」
	水防協議会の委員	〃 6,900円	〃	〃	

に改める。

附 則(平成18年12月12日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月16日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

善通寺市水防協議会編成表

	職 名
会 長	善 通 寺 市 長 (水 防 管 理 者)
委 員	国 土 交 通 省 善 通 寺 国 道 維 持 出 張 所 長
	香 川 県 丸 亀 警 察 署 長
	香 川 県 中 讃 土 木 事 務 所 防 災 ・ 監 督 主 幹 (兼) 市 町 土 木 技 術 相 談 室 長
	善 通 寺 市 連 合 自 治 会 長
	善 通 寺 市 土 地 改 良 区 副 理 事 長
	善 通 寺 市 消 防 団 長
	善 通 寺 市 副 市 長
	〃 教 育 長
	〃 総 務 部 長
	〃 市 民 環 境 部 長
	〃 保 健 福 祉 部 長
	〃 生 活 産 業 部 長
	〃 都 市 整 備 部 長
	〃 消 防 長
	〃 教 育 部 長

善通寺市水防協議会幹事及び書記名簿

	部 局 名	補 職 名
幹 事	総務部	秘 書 広 報 課 長
		政 策 課 長
		総 務 課 長
		デ ジ タ ル 推 進 課 長
	市民環境部	市 民 課 長
		税 務 課 長
		環 境 課 長
		人 権 課 長
		債 権 管 理 課 長
	保健福祉部	保 健 課 長
		社 会 福 祉 課 長
		子 ど も 課 長
		高 齢 者 課 長
	生活産業部	く ら し 支 援 課 長
		農 林 課 長
		商 工 観 光 課 長
		営 業 課 長
	都市整備部	都 市 計 画 課 長
		建 築 住 宅 課 長
		土 木 課 長
	会計管理者	会 計 課 長
	消防本部	消 防 次 長
		消 防 総 務 課 長
		予 防 課 長
		消 防 防 災 課 長
		消 防 署 長
	議会事務局	議 会 事 務 局 長
	教育委員会事務局	教 育 総 務 課 長
		学 校 再 編 対 策 課 長
		生 涯 学 習 課 長
	農業委員会事務局	農 業 委 員 会 事 務 局 長
	監査委員事務局	監 査 委 員 事 務 局 長
幹事(書記)	総務部	自 治 防 災 課 長